

第3回佐呂間町議会定例会 第2号

令和元年9月13日（金曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について
(第3回定例会 令和元年9月11日付託 決算審査特別委員会報告)
- 3 請願第 1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願
(第3回定例会 令和元年9月11日付託 総務福祉常任委員会報告)
- 4 請願第 2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願
(第3回定例会 令和元年9月11日付託 総務福祉常任委員会報告)
- 5 同意第 1号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 6 同意第 2号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 7 同意第 3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 8 同意第 4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 同意第 5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 同意第 6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 同意第 7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 意見案第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 13 意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加1 意見案第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について

追加2 意見案第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について

14 議員の派遣承認について

15 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

1番	山内一弘君	2番	高橋紀久君
3番	船木司君	4番	土田剛君
5番	小松正義君	6番	加賀屋修君
7番	佐藤昭男君	8番	但木早苗君
9番	三田真美君	10番	吉野正剛君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川根章夫君
副町長	斉藤裕美君
会計管理者	安藤雅之君
総務課長	深尾毅君
総務課長補佐	渡部りよ子君
企画財政課長	玉井伸一君
企画財政課長補佐	兼平茂雄君
町民課長	中村直樹君
保健福祉課長	武田温友君
保健福祉課参事	斎藤博君
農務課長	安藤誠司君
経済課長	菊地秀喜君
経済課参事	林洋樹君
建設課長	桑島孝之君
建設課参事	鶴田俊洋君
愛の園園長	片岡満之君
保育所長	大谷昭文君
教育長	仲川倫則君
管理課長兼 学校給食 センター所長	谷口義春君

社会教育課長兼

武道館・温水 久 米 修 一 君

プール館長

図書館長 志 賀 克 浩 君

農委事務局長 安 藤 誠 司 君

代表監査委員 川 又 則 之 君

○出席事務局職員

事務局長 鈴 木 英 樹 君

庶務係長 飯 田 篤 史 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまから令和元年第3回佐呂間町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） 諸般の報告を行います。
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。
本日の欠席及び遅参届け出等の議員はございません。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
本定例会に提出された追加議件は、議会よりの提出案件、意見案2件、報告3件です。
会期中における議会の動向につきましては、9月11日午後2時4分から産業文教常任委員会が、午後2時12分から総務福祉常任委員会が、昨日午前10時より決算審査特別委員会が開催されております。また、本日午前9時から議会運営委員会が開催されております。
以上です。
- 議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、但木議員、9番、三田議員を指名します。

◎日程第2 認定第1号

- 議長（吉野正剛君） 日程第2、認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案は、決算審査特別委員会に付託となっておりますが、委員長から審査報告書が提出されておりますので、朗読させます。
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 委員会審査報告書。
認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について。
(朗読により記載省略)
- 議長（吉野正剛君） 本案について委員長の報告を求めます。
4番。
- 4番（土田 剛君） 認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定につきましては、ただいま事務局長朗読のとおり、9月11日の本会議において決算審査特別委員

会が設置され、9月12日、本会議休会中に当委員会を開催し、町理事者並びに担当職員の説明を求め、慎重に決算審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

平成30年度の財政状況等につきましては、財政健全化判断比率及び資金不足比率の数値からも、第4期佐呂間町総合計画を基本とし、継続して取り組んできた行財政改革の効果が発揮され、健全な状況となっております。

平成30年度の決算の概要であります。一般会計の歳入決算額は49億5,607万1,000円、歳出決算額は47億5,875万6,000円、歳入歳出差引額1億9,731万5,000円となりました。本町の財政は、地方交付税及び町債などに大きく依存しておりますが、このうち歳入の47.1%を占める地方交付税については、前年度より1億6,045万6,000円の減少となりました。歳出については、広域組合のごみ焼却施設建設事業の完了に伴う遠軽地区広域組合負担金などが減となったことから、前年度より4億1,786万4,000円の減少となっております。

次に、簡易水道特別会計外5会計の歳入決算額は22億5,741万2,000円、歳出決算額は21億8,154万4,000円、歳入歳出差引額7,586万8,000円となっております。審査の過程では、来年度からの支所、出張所の職員体制について、青少年対策費の内容、キムアネップキャンプ場の利用状況、公営住宅の共用部分の点検、管理について、福祉避難所の対策と周知について、難病患者の交通費の助成について、モモちゃんLINEスタンプのダウンロード者数について、若佐小学校で開始されているコミュニティスクールの実施状況などに対して質疑、答弁があったところであります。

平成30年度の財政運営状況については、国レベルにおいては雇用、所得環境に改善が見られ、個人消費や民間投資の持ち直しなど経済の好循環が予想されています。このような中、国は一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを図るため、消費や投資の拡大、イノベーションを通じた生産性の向上や供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小に歯どめをかけるため、まち・ひと・しごとの創生を目指す一方、経済・財政再生計画に基づく歳出改革と施策の優先順位を洗い出し、無駄を排除しつつ予算の重点化を図るとする予算編成をしております。このような中、本町の自主的、主体的なまちづくりを展開していくために、限られた財源の中で最大の事務事業効果が発揮できるよう、国、道の補助制度の積極的な活用と交付税措置が見込まれる有利な起債による財源確保など健全な財政運営を進めるべく努めております。なお、徴収対策については、収入未済額が減少しており、徴収対策に努力が感じられますが、しかし未収額はまだ多額であり、今後においても住民に負担の不公平を与え、納税などの納入意欲の低下を招くことのないよう、適切な徴収事務の執行により、滞納額の解消に一層の努力を求めるものであります。また、時効完成などによる不納欠損については、負担公平の原則からも慎重かつ適正に処理が行われるよう留意を要するものと思われま

す。一方、歳出では、地方交付税は減少となりましたが、国、道補助金などの財源確保に努めながら、人件費の抑制、指定管理者制度の導入、施設維持費や内部管理費の見直しを継続し経費の削減を図るとともに、第1次産業の基盤整備、地域インフラ整備、教育関連施設の整

備など多様な事業を実施しています。こうした中、一般会計の基金総額については、前年度より2,350万1,000円増の52億3,778万7,000円となっております。

以上が一般会計及び特別会計における審査内容であります。人口減少の克服と地方創生が叫ばれている中、本町も含め地方自治体を取り巻く環境は、財政面、医療福祉面などにおいてますます地域格差が拡大し、依然として厳しい状況の中、今後の財政運営は町民生活の安全・安心の向上や活力ある地域づくりに向けた財政需要等に適切に対応するため、的確に町民ニーズを把握し、コスト意識を持ち、安定した財政基盤を確立するために、限られた財源、人員の中で選択と集中の視点に立ち、事務事業の費用対効果の十分な検証や執行方法の点検を行うとともに、国、道などの助成制度の活用によるバランスを重視し、将来世代に過度の負担を残すことのないような行財政運営に努めることを望むものであります。

以上、所見を申し上げ、当委員会に付託されました平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定につきましては審査の結果認定すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

以上。

○議長（吉野正剛君） 委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

（起立全員）

○議長（吉野正剛君） 全員起立であります。

したがって、認定第1号 平成30年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎日程第3 請願第1号及び日程第4 請願第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第3、請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願について、日程第4、請願第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願についてを一括議題とします。

委員会審査報告書が提出されておりますので、朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 委員会審査報告書。

請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願。

（朗読により記載省略）

請願第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願。

（朗読により記載省略）

○議長（吉野正剛君） 本案について総務福祉常任委員長の報告を求めます。

3番。

○3番（船木 司君） 報告いたします。

ただいま事務局長朗読のとおりでありまして、請願第1号及び請願第2号につきましては、当委員会に付託となり、9月11日の本会議終了後委員会を開催し、慎重審議を行いました。

請願第1号については、高齢化が進む中、介護従事者の人材確保、離職者防止策は喫緊の課題であり、低賃金、過重労働の改善のためにも介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用地域とした特定最低賃金の新設が必要であることから、当委員会としては賛成多数により採択と決定しました。

また、請願第2号については、医療、看護の現場では厳しい労働環境と低賃金のもと看護師の定着が進まず、慢性的な人員不足となる現状であり、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こすことになっていることから、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療、看護体制を確立するためにも、全国を適用地域とした特定最低賃金の新設が必要であることから、当委員会としては賛成多数により採択と決定しました。

なお、本会議で採択された場合は、別途意見書を提出させていただくことになります。

以上でございます。

○議長（吉野正剛君） 委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これから請願第2号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 同意第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 同意第1号を説明いたします。

同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

(朗読部分記載省略)

提案理由について説明をいたします。本町の教育長でございます仲川倫則氏につきましては、本年9月30日で3年間の任期満了となりますが、今後とも仲川倫則氏を教育長として任命することにご同意いただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものでございます。

仲川氏の経歴につきましては、別冊の議案関係説明資料の後ろから2枚目、参考資料1に記載のとおり、昭和54年4月から37年間にわたり佐呂間町役場に勤められ、この間教育委員会管理課長、議会事務局長、さらに総務課長を経て、平成28年10月1日から教育行政をつかさどる教育長として3年間奉職しております。これら行政経験の中から、教育行政に精通し、何事にも全力で取り組む姿勢と卓越した能力は職員の信頼も厚く、この3年間の実績においても教育長として最も適任者であることは議員各位もお認めのことと存じます。今回、2期目となる教育長への再任に対し任命同意を賜りたくご提案申し上げるものでございます。

なお、任期につきましては、本年10月1日から令和4年9月30日までの3年間となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はないようでありますので、これから同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育長に任命同意されました仲川教育長から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育長。

○教育長（仲川倫則君） ただいま教育長として同意をいただきまして、深く感謝申し上げます。今後も本町の教育のさらなる充実、発展のために、微力ではありますが、全力で取り組んでまいる所存でありますので、町長を初め議員の皆様方にご指導賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第6 同意第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第6、同意第2号 教育委員の任命につき同意を求めることに

ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 同意第2号を説明いたします。

同意第2号 教育委員の任命につき同意を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

提案理由について説明いたします。現在教育委員であります平戸鉄也氏の任期が本年10月13日をもって満了となりますが、引き続き平戸氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

平戸鉄也氏の経歴につきましては、別冊の議案関係説明資料の最後のページ、参考資料2に記載のとおり、佐呂間町出身で、昭和45年12月24日生まれの現在48歳であります。平成5年3月に酪農学園大学を卒業後、佐呂間町農業協同組合に就職され、その後平成10年6月に父親の後を継いで農業を営んでおります。

なお、参考までに農協での役職を紹介しますと、本年4月から監事に新任され、それまでは養豚部会長を歴任されておりました。教育委員としては、これまでの1期4年間の実績はもとより、平成29年10月からは教育長職務代理を務めていただいております。そのお人柄、行動等においても教育委員として適任者であると確信しており、再任者として任命同意を賜りたくご提案を申し上げます。

なお、任期につきましては、本年10月14日から令和5年10月13日までの4年間となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はないようでありますので、これから同意第2号 教育委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 教育委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

◎日程第7 同意第3号ないし日程第11 同意第7号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第8、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第9、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第10、同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第11、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（斉藤裕美君） 同意第3号から第7号まで関連がありますので、一括して説明いたします。

同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

佐呂間町情報公開条例第23条第2項の規定に基づく佐呂間町情報公開・個人情報保護審査会の委員につきましては、平成28年10月1日付で5名の委員を議会の同意により選任いたしました。今般9月30日付をもって任期満了となることから、佐呂間町情報公開条例第23条第2項の規定に基づき委員の任命に当たり議会の同意を求めるものであります。

今回同意を求める5名の委員につきましては、任命に至る理由をご説明いたします。同意第

3号は、再任者として任命する永代町在住の伊藤雅晃氏でございます。伊藤氏につきましては、今回2期目となる再任者で、平成25年3月に佐呂間町役場を退職後、長年の地方行政に勤務された経験から公職として法務省から委嘱を受けた人権擁護委員を平成26年7月から、民生委員、児童委員を平成28年12月から歴任され、その経験から常に公正、公平な立場で判断できる方であると確信しており、任命同意を求めるものでございます。

以降4名の方は、いずれも新任者として任命する方であります。同意第4号は、浜佐呂間在住の室井隆治氏で、室井氏は漁業を営まれる傍ら、平成7年から社会教育委員をお務めいただいております、長年の経験と知識からの確かな判断ができる方であると確信しており、任命同意を求めるものでございます。

続いて、同意第5号は、永代町在住の榎本彰氏でございます。榎本氏は、公職として選挙管理委員会委員長や固定資産評価審査委員会委員を歴任していただき、豊富な行政知識から常に公正、公平な立場で判断できる方であると確信しており、任命同意を求めるものでございます。

続いて、同意第6号は、西富在住の櫻井智恵子氏で、櫻井氏は平成28年3月に役場を退職後、人権擁護委員に、また民生委員推薦会委員を歴任しており、豊富な行政知識と人権擁護委員としての経験からの確かな判断ができる方であると確信しており、任命同意を求めるものでございます。

続いて、同意第7号は、西富在住の池田弥奈氏で、池田氏は主任児童委員、町立保育所苦情処理解決にかかわる第三者委員を歴任され、その立場から常に公正、公平な判断ができる方と確信しており、任命同意を求めるものでございます。

以上、5名で組織する情報公開・個人情報保護審査会の任務としましては、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき情報公開の決定通知並びに存否を明らかにしない決定等の通知に基づき行政不服審査法の規定に基づく不服申し立てがあったときに、実施機関の諮問に応じ不服申し立てについての調査及び審議をするための委員で、行政情報の公開並びに個人情報保護に関し識見を有する方のうちから、議会の同意に基づいて町長が任命するものであります。委員の任期につきましては、情報公開条例第23条第6項の規定により3年間とされ、いずれの委員も本年10月1日から令和4年9月30日までとなります。

以上、5名の委員の任命につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから同意第3号から同意第7号までの質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はないようでありますので、これから同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

次に、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

次に、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

次に、同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

次に、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

◎日程第12 意見案第3号

○議長（吉野正剛君） 日程第12、意見案第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 意見案第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

（朗読により記載省略）

○議長（吉野正剛君） 提案者より説明を求めます。

3番。

○3番（船木 司君） それでは、提案理由の説明を行います。

地方自治体は、子育て支援策と保育人材の確保、高齢化の進行による社会保障への対応など、人口減少対策を含む地方版総合戦略や防災、減災対策など新たな課題に直面しています。一方、地方公務員を初め公的サービスを提供するための人材不足の中で人材確保を進めるとともに、これに対応する地方財源の確立が必要であります。よって、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、歳入歳出の的確な見積もり、人的サービス等社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を求めるものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨をご理解賜り、地方自治法第99条の規定に基づく各関係機関への意見書提出についてご賛同をお願いするものであります。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから意見案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見案第4号

○議長（吉野正剛君） 日程第13、意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

（朗読により記載省略）

○議長（吉野正剛君） 提案者より説明を求めます。

4番。

○4番（土田 剛君） それでは、提案理由の説明を行います。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占めており、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには植えて育てて、切って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要があります。本町を初め道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、植林、間伐、山地災害の防止などさまざまな取り組みを進めております。今後人工林資源が本格的な利用を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林の整備や森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることが必要であることから、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること、森林整備事業の起債を可能とする地方債の特例措置の継続、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組み及び森林づくりを担う事業者や人材の育成に必要な支援措置の充実、強化を強く要望するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨をご理解賜り、地方自治法第99条の規定に基づく各関係機関への意見書提出についてご賛同をお願いするものであります。

以上。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから意見案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

ただいま船木議員から意見案第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について、意見案第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてが提出されました。この2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として日程の順番を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、この2件を日程に追加し、意見案第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを追加日程第1とし、意見案第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを追加日程第2として日程の順番を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしたいと思っております。

◎追加日程第1 意見案第5号

○議長（吉野正剛君） 追加日程第1、意見案第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 意見案第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について。

（朗読により記載省略）

○議長（吉野正剛君） 提案者より説明を求めます。

3番。

○3番（船木 司君） それでは、提案理由の説明を行います。

この意見書については、請願第1号を採択いただいたことにより提出するものであります。

高齢化が進む中、介護従事者の人材確保、離職者防止策は喫緊の課題であり、そのためには低賃金、過重労働の改善が必要であります。介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保を目指し、介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金を新設することを求めるものであります。

なお、請願に添付された意見書案については、文面を一部整理し、また提出先についても請願者と協議により一部変更の上、今回提出するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨をご理解賜り、地方自治法第99条の規定に基づく各関係機関への意見書提出についてご賛同をお願いするものであります。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから意見案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第6号

○議長（吉野正剛君） 追加日程第2、意見案第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 意見案第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について。

（朗読により記載省略）

○議長（吉野正剛君） 提案者より説明を求めます。

3番。

○3番（船木 司君） それでは、提案理由の説明を行います。

この意見書についても、請願第2号を採択いただいたことにより提出するものであります。

高齢化が進む中、医療、看護の現場では厳しい労働環境と低賃金のもと看護師の定着が進まず、慢性的な人員不足となっています。看護師の賃金の地域間格差は月額8万円にも及び、これらにより賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしていることから、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療、看護体制を確立するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金を新設することを求めるものであります。

なお、請願に添付された意見書案については、文面を一部整理し、また提出先についても請願者と協議により一部変更の上、今回提出するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨をご理解賜り、地方自治法第99条の規定に基づく各関係機関への意見書提出についてご賛同をお願いするものであります。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから意見案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議員の派遣承認について

○議長（吉野正剛君） 日程第14、議員の派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。10月1日から4日までの4日間、大分県中津市と熊本県嘉島町において遠紋地区市町村議会議長会府県行政調査が実施されます。これに議長への参加要請がありましたので、この派遣について承認願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件はお諮りしたとおり承認することに決定をいたしました。

次に、10月28日から31日までの4日間、猿払村、沼田町、秩父別町、浦幌町において総務福祉常任委員会、産業文教常任委員会、議会運営委員会の合同による道内行政調査が実施されます。これに各委員並びに議長が参加するものとして、この派遣について承認願

たいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、本件はお諮りしたとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第15 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(吉野正剛君) 日程第15、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務調査のため、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りをいたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長(吉野正剛君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回佐呂間町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員